

## 関係法規・制度まとめ 2026通信

**【業務の停止処分】** 速やかに、都道府県知事、保健所設置市長等に免許を提出する

- ① 特別の事情なしで美容所以外で美容の業をした場合
- ② 法定の衛生措置を講じなかった場合
- ③ 伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認められる場合

**【免許の取消し処分】** 速やかに、厚生労働大臣（指定登録機関）に免許を返納する

- ① 精神の機能の障害により、美容師の業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者となった場合
- ② 業務の停止処分に違反して、業務の停止期間中に美容を業とした場合

**【再免許】**

・ 免許の取消し処分を受けた者のうち、再免許が与えられるのは？	免許の取消し処分① の場合、支障がないと判断されたとき
	免許の取消し処分② の場合、深く反省していると認められたとき

- ・ 再免許が与えられる場合、改めて美容師養成施設で学んだり、美容師試験を受けたりする必要はない

**【管理美容師】**

- ・ 美容師である従業者の数が、常時2人以上いる美容所におく必要がある（違反すると美容所の閉鎖命令）
- ・ 同一人が同時に2ヶ所以上の美容所の管理美容師にはなれない
- ・ 美容所の開設者は資格があれば、みずから管理美容師となれる
- ・ 管理美容師の職務には、施設の衛生管理ばかりでなく、美容の業務を衛生的に管理することも含まれる
- ・ 美容師の免許を受けたのち、3年以上美容の業務に従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定する講習会の課程を修了していることが必要

**【美容所の開設の届出】** 届出先は開設地を管轄する都道府県知事・保健所設置市長等

- ・ 開店日より前ならいつでもよい（しかし、開設届提出後、施設の構造設備の検査確認を受けなければ、店を使用できない）
- ・ 届出義務者・・・美容所の開設者
- ・ 開設届を行わず、または虚偽の届け出を行った場合30万円以下の罰金
- ・ 開設者は美容師でなくてもよい。また、2ヶ所以上の美容所の開設者を兼ねることができる
- ・ 会社の福利厚生のために設けた社員の美容所でも提出する（美容を業として行っている施設は、法律上は美容所である）

**【開設の届出の事項】** 美容師法（法律）及び美容師法施行規則（厚生労働省令）で定められている（全国共通）

① 美容所の名称及び所在地	⑤ 美容師の氏名、登録番号。その他の従業者の氏名
② 開設者の氏名、住所	⑥ 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨
③ 管理美容師をおく場合は、その者の氏名および住所	
④ 美容所の構造および設備の概要	⑦ 開設予定年月日

**【開設の届出に添付する書類】**

- ・ 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無を明らかにした医師の診断書
- ・ 管理美容師について、美容師免許を受けたのち、3年以上美容業務に従事し、都道府県知事指定の講習会の課程を修了したことを証する書類
- ・ 開設者が外国人の場合、正当に日本に在留していることを証明する書類

**【施設の検査確認】** 都道府県知事・保健所設置市長等（実際は環境衛生監視員）がおこなう

- ・ 開設の届出をした施設は、構造設備について衛生上支障がないかどうか検査を受けなければならない
- ・ 検査の結果、定められた衛生措置を講ずるのに適すると認められれば、通知または検査確認済証が開設者に渡される

※ 確認を受けないまま美容所を使用したときは、30万円以下の罰金に処せられる

**【変更等の届出】** 変更または廃止のあったのち速やかに都道府県知事・保健所設置市長等に届け出る

① 開設の届け出事項に変更が生じた時	④	従事している美容師が結核、皮膚疾患その他の伝染性疾病に感染したとき
② その美容所を廃止したとき		
③ 新たに美容師を従事させた時	⑤	管理美容師を設置または変更したとき

※ 変更届を行わず、または虚偽の届け出を行った場合30万円以下の罰金

**【開設者の地位の承継】**

- ・美容所の開設者が営業を譲渡した場合、営業を譲り受けた者が、当該美容所の開設者の地位を承継することができる
- ・美容所の開設者について相続、合併、分割があった場合、相続人、合併後存続する法人等が当該美容所の開設者の地位を承継することができる

※ 承継後すぐに都道府県知事・保健所設置市長等に届け出ただけで、あらたに開設の届出をする必要はない

**【美容所の開設者が講ずべき衛生措置】** ※ 開設者が、規定に違反して衛生措置をおこたった場合、美容所の閉鎖命令を受ける

① 常に清潔に保つこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床および腰板には、コンクリート、タイル、リリウム、板等の不浸透性材料を使用すること</li> <li>・洗い場は流水装置とすること</li> <li>・ふたつきの汚物箱および毛髪箱を備えること</li> </ul>
② 消毒設備を設けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美容師法施行規則に定められている消毒方法を行うことのできる消毒設備</li> </ul>
③ 採光・照明および換気を十分にすること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採光および照明は作業面の照度を100ルクス以上とする</li> <li>・換気については美容所内の空気 1 リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つ</li> </ul>
④ その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記 ①②③は全国一律で、このほかに、都道府県が地方の実情に応じて、具体的な条例を定めることができる</li> </ul>

**【美容所の閉鎖命令】** 都道府県知事、保健所設置市長等が行う ※ 閉鎖命令に違反したときは、30万円以下の罰金

- ① 美容所の開設者が規定に違反して管理美容師をおこななかったとき
- ② 美容所の開設者が規定に違反して衛生措置をおこたったり、行わなかったとき
- ③ 美容所の開設者が、美容師でない者や、美容師であっても業務の停止処分を受けている者に美容の業を行わせたとき
- ④ 美容師が規定に違反して業務上講ずべき衛生措置をおこたったことについて、その美容所の開設者がこの違反行為を防止するための相当な注意および監督をおこたっていたとき

**【美容所以外での業務】** 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない

※ ただし、政令(施行令) で定める特別の事情がある場合には、この限りではない。

特別の事情	① 疾病その他の理由により、美容所に来る事ができない者に対して美容を行う場合
	② 婚礼その他の儀式に参列する者に対して、その儀式の直前に美容を行う場合
	③ 上記 ①、②のほか、都道府県、保健所設置市または特別区が条例で定める場合

・出張美容を行う場合も、法に規定する美容の業を行う場合に講ずべき措置と同等の衛生措置を講ずる必要がある

**【美容所への立ち入り検査】** 都道府県知事・保健所設置市長等が必要があると認めるときに、環境衛生監視員を立ち入らせる

- ・美容師及び美容所の開設者が適切な衛生措置を講じているかどうかを検査するために行うもの
- ・都道府県知事・保健所設置市長等は、相手方の承諾の有無にかかわらず美容所に立ち入る権限がある
- ・環境衛生監視員は、身分証明書を携帯し、請求があれば開設者等に示さなければならない
- ・立ち入り検査を拒んだり、妨げたりした者は30万円以下の罰金に処せられる